

平成28年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第17日（平成28年 6月29日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第51号「財産の処分について」までの議案7件並びに平成28年土佐清水市議会定例会6月会議で付託した陳情の審査結果について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長 | 前田利実君 | 主事 | 中島史博君 |
| 主幹 | 藤倉加奈君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                             |         |                            |         |
|---------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                         | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                      | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長                      | 山本 豊 君  | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                                 | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                    | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                                 | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                      | 上原 由隆 君 |
| 消 防 署 長                                     | 宮上 眞澄 君 | 健 康 推 進 課 長                | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                                 | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                    | 二宮 真弓 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長                | 坂本 和也 君 | ま ち づ くり 対 策 課 長           | 横山 周次 君 |
| 観 光 商 工 課 長                                 | 倉松 克臣 君 | 農 林 水 産 課 長 補 佐            | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                                     | 楠目 生 君  | じ ん け ん 課 長                | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                                 | 山本 弘子 君 | 収 納 推 進 課 長                | 田村 光浩 君 |
| 教 育 委 員 長                                   | 竹田 陽 君  | 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                 | 中津 健一 君 | 生 涯 学 習 課 長                | 中山 優 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長<br>兼 少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 弘田 条 君  | 監 査 委 員 事 務 局 長            | 小松 高志 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成28年土佐清水市議会定例会6月会議第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第51号「財産の処分について」までの議案7件並びに今6月会議で付託した陳情の審査結果についてを一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

（予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（小川豊治君） 皆さん、おはようございます。

平成28年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

（2）歳出中、6款1項1目19節 土佐清水市空き店舗対策事業費補助金について

委員より中心市街地の空き店舗をより多くの出店希望者が活用できるよう中央商店街や商工会議所などにも協力を得ながら、積極的な広報活動ができないかなどの意見が出されました。

これに対し、執行部より商工会議所が中心となって会員等に広く周知しているほか、市の相談窓口へ来られた方に対しても、事業概要等の説明を行い、商店街の維持発展につなげるため、周知を図っているとのことであり、了承いたしました。

同じく、8款1項6目8節 防災分野でのドローン活用講習会について

委員より事業内容について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、無人航空機ドローンの活用は、今年4月の熊本地震発生時に倒壊家屋や人が立ち入ることができない場所の撮影等、被害状況の把握に役立っている。このため、今後予想される南海トラフ地震でも、津波等で道路網が寸断された場合、被災状況の把握等情報収集にドローンを有効活用できることから、今回、ドローンの防災分野での活用について講習会を実施し、屋内での操作実習と屋外での操作体験を通して、市民の防災意識を高めていきたい。受講対象者は自主防災組織、行政関係者、防災関連の公共機関関係者を対象としているとのことであります。

このほか、委員より、わずか1日間の講習会では、技能取得は難しいのではないかと意見が出され、これに対し、この講習会で目的が達成されるわけではないが、まずはドローンがどのようなものかを知ってもらうため、実演を含む講習会を開催するものである。

また、講師等の派遣を依頼している一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会とは、災害時等におけるドローン運用に関する連携協定の締結を予定しており、ドローンの導入・運用について今後検討していきたいとのことであり、了承をいたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決をいたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 続きまして、総務文教常任委員会委員長 仲田 強君。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） おはようございます。

平成28年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果についてご報告いたします。

1、議案第49号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、移転後の新中央公民館における多目的ホールの使用料が現在の3階大ホールと比較し、増額となる原因について執行部に説明を求めました。

執行部の説明によりますと、算定の基礎としては、新中央公民館の維持管理運営費及び建設費に対する減価償却費等に基づき算出した1部屋当たりの原価をもとに、利用時間を乗じて算定した使用料と近隣自治体の類似施設の使用料を比較し、原価を下げることでより均衡を図り設定しているとのことであります。

また、公民館を利用しているサークル代表から意見を聞き、検討した結果、多目的ホールについては現在の使用料と比較して、大幅な増額となっていることから、減免措置を行うことで対応するとのことであり、了承いたしました。

そのほか、委員より、今後利用者に対して余り負担がかからないよう、減免基準等も含め慎重に検討を行い、今後の対応については所管の委員会へ報告をするよう執行部に要請をいたしました。

本議案については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決といたしました。

2、議案第50号「工事請負契約金額の変更について」

執行部の説明によりますと、中央公民館の建築工事については、当初、5億3,000万円を計上しておりましたが、入札により請負金額が4億8,837万6,000円となったことから、4,162万4,000円が入札残となったとのことであります。

現在、中央公民館で使用している折りたたみ机やいす等が老朽化していることから、移転改築に合わせ、多目的ホール等の附属備品等と調理室用の電化製品等の購入を予定しているとのことであります。

また、屋外工事では、身体障害者の方々が雨にぬれず、駐車場からエントランスホールへ車いすで出入りできるよう、通路をかさ上げするとともに、障害者専用駐車場2台分と駐輪場5台分の整備をするため、変更工事が必要となったことから、今回総額669万4,920円の工事請負契約金額の変更を提案するとのことであります。

委員より身体障害者用駐車場は、当初の設計ではなかったものを新たに設置するののかとの意見に対し、東側屋外駐車場に加え、利用者の利便性の向上を図る目的で、1階部分へ新たに2台の駐車場を整備するものであるとのことであり、了承いたしました。

本議案については、採決の結果、全会一致により可決といたしました。

4、議案第46号「土佐清水市立学校施設整備基金条例の制定について」

議案第48号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第51号「財産の処分について」

以上、3件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

続きまして、今6月会議で付託を受けました陳情の審査の概要と結果についてご報告いたします。

陳情第1号「太陽光発電施設設置に関する陳情」についてであります。

本件につきましては、陳情者より意見陳述したいとの申し出があり、陳情の趣旨等の説明を受けた上で審査を行いました。

陳情者によりますと、自然環境や景観、そして市民の生活を脅かす恐れのある太陽光発電施設の設置に関する規制強化に取り組むよう、3項目について検討を求める陳情であるとのことであります。

1点目の本市「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱第3条」の適用を受ける設置区域の合計面積が1万㎡とされているものを、1,000㎡に引き下げることについて、執行部の説明を求めました。

執行部の説明によりますと、県が今年3月に策定した「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」の中で、全量売電を主たる目的とする出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設を設置するには、平地で最低700㎡を要することとなるので、設置区域の合計面積は1,000㎡以下となるとのことであります。

2点目は、罰則規定の導入を市長会や高知県と連携するなどして、国に働きかけをお願いしたいとのことであります。

これについては、市もこれまで市長会を通じ、国へは一定の規制を強化した法整備の導入を要望しており、本市議会としても、昨年12月、「大岐地区におけるメガソーラー建設に関する決議」を可決したほか、本年3月には、「再生可能エネルギー発電施設建設に関する法整備を求める意見書」を可決後、国へ提出。また議長会を通じて要望するなど、国・県への働きかけは行っているところであります。

3点目の「抑制区域」の設定を条例に盛り込むことについて、執行部の説明によりますと、個人の財産権や事業者等の経済自由権を抑制することになる。また、抑制区域を定めるには、土地所有者等の理解を得ることも必要となるため、多大な費用と時間もかかり、本市の現状で

は困難であるとのことであり、今後、条例制定検討委員会での動向を注視することといたしました。

以上のことにより、本委員会としては、慎重に検討した結果、全会一致をもちまして、3点目を除いて一部採択といたしました。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 続きまして、産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君。

（産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（岡崎宣男君） おはようございます。

平成28年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第47号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、喫緊の課題となっている保育士不足の解消に向けて、保育士の配置基準の一部について弾力的運用を可能とするため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことにより、同省令の改正内容に沿った条例の一部を改正するものであります。

また、建築基準法施行令第123条第3項が改正されることに伴い、特別非常用階段に係る規制が合理化されるため、改正内容に沿った条例の一部を改正するものであります。

該当するものとして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業があり、本市では今回の法改正に該当する施設はないとのことであります。

一部改正の主な内容としては、1点目、保育所などにおいては保育士2人以上配置することが省令上求められているが、朝夕の時間帯に限って、保育士のうち1人を保育士資格を有しない一定のものをもって代えることが可能となります。

2点目、保育所等における必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに保健師、看護師及び准看護師を保育士に代えて活用可能とするものであります。

3点目、保育所等においては、11時間開所で、保育士1人当たり最長8時間労働としていること等により、最低基準上必要となる保育士数に追加し、雇い入れることが必要となる保育士について、一定のものをもって代えることを可能とするものであります。

委員より、居宅訪問型保育事業などは、認可の可能性はあるのかとの意見に対し、実際にはそういった声はないが、やる気があって資格を有する者であれば、認可する方向で検討したいとのことであります。

また現在、市内に定員5名以下で事業所内保育事業を行っている事業所があり、定員を10名程度で地域の子どもを預かるということであれば、認可の可能性はあるとのことであり
ます。

委員より本市の保育行政にどのような影響があるのか、保育の質はどうなるのかとの意見
に対し、家庭的保育事業などは都市部の無認可保育所を取り込み、規定の中で行ってもら
うのが主であり、土佐清水市においては市立保育園、しみず幼稚園で十分まかなえてい
るため、新たな申請は出てこないと考えるとのことであり、了承をいたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により
原案のとおり可決といたしました。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、今6月会議で付託をした陳情の審査結果についてもあわせてお願いをいたします。

質疑の方はございませんか。

4番、前田議員。

○4番（前田 晃君） この中央公民館にかかわっての49号についてですけれども、ただ今
の報告の中にもありましたけれども、多目的ホールの使用料についてですが、現行、例えば午
後の使用料が1,050円から6,200円ということで、6倍弱まではね上がっています。その
理由も説明をしていただきましたけれども、また減免措置もあるんだということでしたが、公
民館サークルなんか定期的に使っているところについては、これまでも減免措置があり、今後
もそれは検討すると思えますけれども、例えば、年に1回とか2回とか使っている団体なんか
もありますけれども、そのあたりの減免措置についても検討課題ということになっているん
で
しょうか。

○議長（永野裕夫君） 総務文教常任委員会委員長。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） 委員会でも特に敬老会の例が出ました。これは無償です。ご存じだと思います。そういった点も例として挙がっております。それから、今後、この減免の対応については、1つの基準を決めながら、そしてどれだけ何割減免とか、全額減免とか、そういった部分についてはこれから対応していくと、そういった話で報告を受けるようにしております。

○議長（永野裕夫君） ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻りください。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻りをお願いいたします。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時45分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第45号「平成28年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第45号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第45号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号「土佐清水市立学校施設整備基金条例の制定について」を採決いたします。

議案第46号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第46号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第47号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第48号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第48号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第49号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号「工事請負契約金額の変更について」を採決いたします。

議案第50号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第50号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「財産の処分について」を採決いたします。

議案第51号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第51号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、今6月会議で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第1号「太陽光発電施設設置に関する陳情書」の審査結果についてを採決いたします。

陳情第1号に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、一部採択であります。

陳情第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり決しました。

ただ今、市長から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

諮問第1号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました諮問第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等にご尽力を賜っております浜田勝良氏が本年9月30日をもって任期満了となります。浜田氏は平成22年10月から同委員としてご尽力を賜っており、また土佐清水市人権教育研究協議会会長を務めるなど、人格・識見高く、人権擁護委員として最適任者であり、引き続き候補者として推薦いたしたいと考えております。

なお、人権擁護委員は人権擁護委員法の規定により、議会のご意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。どうかご答申を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(永野裕夫君) 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

諮問第1号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

諮問第1号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、諮問第1号は同意されました。

ただ今、市議会議案第2号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、武藤 清君。

(議会運営委員会委員長 武藤 清君登壇)

○議会運営委員会委員長(武藤 清君) 提案理由についてご説明いたします。

市議会議案第2号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

改正内容としましては、各常任委員の任期について現在1年となっておりますが、議会基本条例に掲げる委員会活動、付託事件の審査のみならず、委員会に付与された権限の発揮、調査等をさらに充実させるため、各常任委員及び議会運営委員の任期を2年に改めるものであります。

また、任期満了前に審議期間が終了する場合、審議期間を延長し改選しなければならないので、これに対応するため、任期満了日前に改選できるようにすることとしたもので、任期満了前に改選が行われた場合、「改選による委員の任期は、前任委員の任期満了の翌日から起算する」条文を追加するものであります。

また、議会運営委員の選任と定数について、各会派から均等に意見が反映されるよう、「各会派の中から議長の指名により選任する」とし、定数「6人」を「5人」に改めるものであり

ます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第2号について、質疑の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第2号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第2号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第2号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第3号「給付制奨学金の創設を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 市議会議案第3号「給付制奨学金の創設を求める意見書の提出について」案文を朗読しまして、提案理由の説明をさせていただきます。

文部科学省の2014年度「学校基本調査」によれば、高等学校への進学率は97%を超え、続く高等教育機関(大学・短大・高専・専修学校)への進学率は80%に達しています。家庭の収入減の中で奨学金の利用者は年々増加し、大学生の約半数が貸与制奨学金を利用しています。

日本は、大学の学費が世界有数の高さでありながら、給付制奨学金制度がないため、奨学金を利用した学生は、卒業時には平均でも300万円、大学院進学などの場合は1,000万円もの借金を背負うことになっています。卒業しても不安定雇用や低賃金などで多額の返済に苦しむ若者が増加し、延滞者は33万人にも及んでいます。「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が崩れているもとの奨学金の返済は、若者に借金苦と貧困をもたらし、結婚や出産、子育てへの影響も懸念されています。

OECD加盟34カ国の中で、17カ国は大学の授業料が無償です。そして、授業料が有償の国には給付制奨学金の制度が整備をされています。ところが、日本は大学授業料が有償であるのに、給付制奨学金制度が整備されていません。国際的にも授業料が有償で給付制奨学金がないのは日本だけとなっています。

経済格差を教育格差にさせない教育の機会均等と、若者を社会全体で支援するために、給付制奨学金の制度を早急に創設することが求められています。

よって、国及び政府に対して、下記の事項を実現するよう強く要請します。

1、国は教育予算をふやして、「給付制奨学金」制度をつくること。

以上で、提案理由の説明を終わります。

教育の機会均等の実現と社会全体で若者を支援するために、意見書の提出に賛同いただきますようどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第3号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第3号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第3号「給付制奨学金の創設を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第3号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、市議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、武藤 清君。

(12番 武藤 清君登壇)

○12番(武藤 清君) 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2017年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1、社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、これ以上、拡大しないこと。

4、復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源遍在性の是正のため、地方遍在性の小さな所得税・消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第4号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第4号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第4号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第5号「緊急防災・減災事業債の制度継続を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、森 一美君。

(6番 森 一美君登壇)

○6番(森 一美君) 緊急防災・減災事業債というのができてから4年になりますが、これが間もなく終わるという話でございます。しかし、この債権を使いまして、土佐清水市の市民の命を守るための事業が多数行われております。ここでこの制度について継続を求めることで、意見書案をつくりましたので、よろしく申し上げます。

本事業債は、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」を教訓として、国の平成23年度3次補正により設けられ、緊急性・必要性が高く、即効性のある防災、減災のためのハード事業等に活用できる地方債として、起債充当率100%、交付税算入率70%と優良債である過疎対策事業債と同等の財政支援措置があることから、全国の自治体の多くが本事業債の積極的な活用により、地震及び津波から命を守る対策に取り組んできた。

しかしながら、現行制度では、この緊急防災・減災事業債が今年度をもって終了することとなっており、各自治体は来年度以降、防災・減災対策への財源確保が喫緊の課題となっている。

本市においても、平成24年度から平成27年度までに本事業債を約19億円余り活用し、重点的に南海地震・津波対策のハード整備を行ってきた。特に、市庁舎の耐震補強事業や防災拠点施設整備をはじめ、市街地保育所高台移転、中央公民館移転改築事業など、これまで本市の懸案事項であった大型事業を実施することができたのは、この緊急防災・減災事業債が活用できたからといっても過言ではない。言いかえれば、本事業債がなければこれらの大型事業の実施は実現できなかつたとも言える。

本市では、今後も既存公共施設の高台移転や耐震補強事業、防災行政無線デジタル化事業など、南海地震・津波対策に係る数多くのハード整備が必要不可欠であり、財政力が弱く自主財源が乏しい本市にとっては、本事業債がなければ、これらの事業実施も困難な状況になることが危惧される場所である。

一方、地方交付税では、段階的な算定見直しや昨年の国勢調査による大幅な人口減などにより、増額が到底見込めない状況である。

以上のことから、地域の実情に応じた幅広い防災・減災対策をより一層推進することができるよう、緊急防災・減災事業債の制度継続を強く要請する。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第5号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第5号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第5号「緊急防災・減災事業債の制度継続を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第5号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) どうもご苦労さまでした。市議会定例会6月会議終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今会議に提案をいたしました議案につきましては、全て原案どおり可決・ご同意いただき、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

特に、この6月会議を通して、熊本地震災害を教訓とした防災対策について、多くのご意見、ご提言をいただきました。そのことを踏まえ、地震・津波から市民の命を守る施策に今後とも全力で取り組んでまいります。あわせて、一昨日、幡多地域の6市町村長とともに、河野防災担当大臣へも訴えをしたところではありますが、国に対しては、地域の実情に応じた幅広い防災・減災対策をより一層推進できるよう、緊急防災・減災事業債の制度継続と新たな防災事業

の創設について、今後も強く要請・要望してまいります。

また、今会議冒頭で永野議長が長年の議会議員としての功績によって、感謝状の贈呈を受けたところですが、これまでのご努力に対しまして心からお喜びを申し上げますとともに、さらなるご活躍をお祈りいたします。

さて、6月17日に前土佐清水市議会議長の岡林守正氏がお亡くなりになりました。ご承知のとおり、岡林守正氏は、市議会議員として平成10年より平成26年まで4期16年にわたり、市政の発展と市民福祉の向上に努められ、また議員として議会の活性化にもご尽力をされました。故人の威徳をしのび、ここに謹んで衷心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様には心からの追悼の意を表します。

最後になりますが、この梅雨が明けると同時に、いよいよ厳しい夏に向かいます。皆様におかれましては、健康には十分留意され、議員活動に邁進されますようご祈念申し上げ、6月会議終了のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、平成28年土佐清水市議会定例会6月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時20分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員